

NPO法人の 税務の特徴を理解しましょう。

① 最大4通りの区分経理が重要です。

法人税法施行令第6条で、「収益事業から生ずる所得に関する経理と収益事業以外の事業から生ずる所得に関する経理とを区分して行わなければならない」と規定しています。法人税法上における「収益事業」に該当する事業と、それ以外を分けなければ、課税所得を計算できないからです。

一方で、NPO法第5条第2項に、「その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない」とも書かれています。NPO法上における「その他の事業」は、その収益を特定非営利活動に繰り入れなければならない、活動計算書も区分して記載することになっているからです。

それぞれは定義が異なるため、2×2＝最大4通りの区分経理になり、全てまとめて計算できる企業よりも複雑な管理が求められます。

② 法人税法上の「収益事業」についてのみ法人税を申告します。

法人税法上の「収益事業」についてのみ法人税を申告します。

この最大4区分を、その都度、厳密に行おうとすると、会計事務が煩雑になりすぎて、かえって混乱を生じて正確性を欠いてしまう恐れもあります。区分しにくい費用は、日常的には共通経費として扱い、決算の際に何らかの基準を用いて按分計算を行うのが合理的でしょう。日常の帳簿は同じでも、決算で区分すれば問題ありません。

区分が終わったら、右図【A-1】、【B-1】を合わせて法人税の申告を行います。【A-2】、【B-2】は法人税非課税です。

企業と大きく異なるのは、法人税の課税対象が限定列举されている点です。そのため区分経理が必要となり、大変複雑な事務が求められます。その他に、源泉徴収や寄付税制など、職員、協力者、支援者に対しても、税務の知識が不可欠です。

③ 法人住民税は、全てのNPO法人に課税されます。

ただし、法人税法上の収益事業を行っていない場合は、減免措置があります。

④ 給与や報酬を支払った際には、源泉徴収を行いましょう。

有給職員への給与や、原稿料、講演料等、協力者への報酬を支払う際に、所得税の源泉徴収が必要です。また職員の住民税について特別徴収を選択した場合は、その徴収も行います。

⑤ 個人や企業から寄付を受けた場合、寄付税制が適用されます。

NPO法人の寄付税制は、2011年6月の改正で税額控除が加わるなど、世界に誇る制度になりました。ぜひ認定NPO法人をとるなどして、活用して下さい。

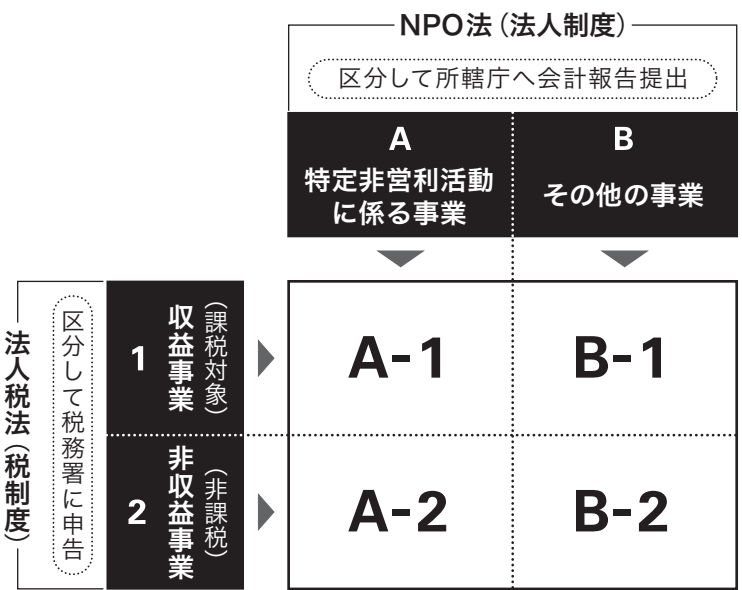


図 NPO法上の区分経理と、法人税法上の区分経理

NPO法人に係る 納税義務を理解しましょう。

① 法人税（国税）

収益事業を行う場合のみ課税されます。課税所得が赤字であれば税額は発生しませんが、申告は必要です。収益事業を開始した際に、収益事業開始届出書を税務署へ提出し、都税事務所や市町村にも、その旨届け出ましょう。なお、税務署へは、同時に青色申告の承認申請も行うことをおすすめします。最大9年間の赤字の繰り越しが認められます。

② 法人住民税（地方税）

収益事業をしていなくても、法人になっただけで発生する税金。NPO法人は、その設立後、都税事務所や市町村へ法人設立・設置届出書を提出して、課税対象となります。

法人住民税は、法人税割と均等割から成り立っており、法人税割は、収益事業を行っていない場合、課税されません。均等割は、全てのNPO法人に一定額課税され、東京都は2万円、市町村は5万円、23区内の場合は都に一括で7万円です。ただし、収益事業を行わない場合、ほとんどの自治体が、この均等割も減免しています。忘れずに減免申請書を提出しましょう。一般的には4月末日が期限ですが、事務所のある自治体ごとに、正確な期限や自動更新の有無等を確認しましょう。（詳細は各自治体に確認して下さい）

③ 法人事業税（地方税）、地方法人特別税（国税）

いずれも収益事業を行う際に課税され、法人住民税と一緒に申告します。

NPO法人に課される税、納税義務がある税にはどのようなものがあるでしょうか。
主な税目をおさえておきましょう。

④ 消費税（国税）・地方消費税（地方税）

消費税は物品やサービスの対価に課税され、営利目的でも公益目的でも、誰もが負担する税金です。NPO法人でも、課税取引を行っていれば納税の義務がありますが、基準期間（2年前）の課税売上が1,000万円以下であれば免税です。免税点を超える場合、適切な時期に税務署に各種の届出を行う必要があります。消費税は非常に複雑なしくみなので、専門家の助けが必要でしょう。

⑤ 相続税・贈与税（国税）

いずれも個人から個人への財産の移転に対して、財産を受け取った側に課税する税金で、NPO法人が遺贈や贈与を受けても、原則として課税されることはありません。一部例外として、贈与を受けたNPO法人が、贈与者本人や贈与者親族に特別の経済的利益を与えるなど、贈与者の税負担を不当に減少させると認められる場合には課税されます。また、収益事業用資産の贈与を受けた場合は法人税が課税されますが、固定資産購入のための補助金・助成金・寄付金等の場合は課税されません。

⑥ 印紙税

NPO法人が発行する領収証には、たとえ収益事業に関するものであっても、金額にかかわらず印紙を貼る必要はありません。定款も非課税です。しかし、契約書については免除の規定がないので、印紙の貼付が必要です。

⑦ 登録免許税

法人登記に関する登録免許税は免除されますが、不動産登記の場合は課税されます。

⑧ その他

上記の他にも、事業所税、不動産取得税、固定資産税、自動車取得税、自動車税等、NPO法人への課税はたくさんありますが、自治体によって減免制度がある場合も。詳細は各窓口にお問合せ下さい。

「収益事業」の 概念を理解しましょう

① 法人税法の収益事業の定義は、NPO法とは全く関係ない。

NPO法では、本来の目的のために行う事業と、それに充てる資金を得るためだけに行うその他事業（2002年のNPO法改正まで、これも収益事業と呼んでいた）に分けますが、法人税法で定義する収益事業は、この目的とは全く関係ありません。たとえ公益事業であっても、法人税の課税対象となることもあります。公益事業なら納税は必要ないと勘違いする人もいるので、注意が必要です。

② 収益事業の3要件

具体的には、次の3つの要件全てに該当する場合に、収益事業とみなされます。

1. 法人税法施行令の **34業種** のいずれかにあてはまる。
2. 継続的に事業を行っている。
3. 事業場を設けて行っている。

法人税法上の収益事業の範囲（34業種）		
① 物品販売業	⑬ 写真業	⑮ 美容業
② 不動産販売業	⑭ 席貸業	⑯ 興行業
③ 金銭貸付業	⑮ 旅館業	⑰ 遊技所業
④ 物品貸付業	⑯ 料理飲食業	⑱ 遊覧所業
⑤ 不動産貸付業	⑰ 周旋業	⑲ 医療保健業
⑥ 製造業	⑱ 代理業	⑳ 技芸教授業
⑦ 通信業	⑲ 仲立業	㉑ 駐車場業
⑧ 運送業	㉑ 問屋業	㉒ 信用保証業
⑨ 倉庫業	㉒ 鉱業	㉓ 無体財産権提供業
⑩ 請負業	㉓ 土石採取業	㉔ 労働者派遣業
⑪ 印刷業	㉔ 浴場業	
⑫ 出版業	㉔ 理容業	

何度も出てくる「法人税法上の収益事業」を具体的に学びましょう。これに該当しない事業は法人税の対象外ですが、実際にはグレーゾーンが大きく、税務署の裁量次第で判断にバラつきがあるのが困った点です。よく理解して、納得して納税しましょう。

③ 税務署の判断にはバラつきがある。

収益事業の3要件は、実際に検討すると判断のつきにくい事例が少なくありません。税務署の判断にはバラつきがあり、納税者の側からそれを覆すのは困難なことが多いのですが、納得がいかなければ、専門家の力を借りるなどして意見を述べましょう。

④ 収益事業に該当しても非課税となる事例があります。

実費精算方式で利益の出ない請負業は、税務署長の確認を受けると課税されませんが、それを立証するために様々な書類提出を求められます。また、障がい者や高齢者等が、その事業に従事する者の半分以上を占め、かつ、その事業が生活の保護に寄与していると認められる時、収益事業から除外されます。

⑤ 収益事業の法人税率

2011年11月に法人税率が引き下げられました。同時に復興財源確保法の成立で、3年間に限り復興特別法人税が引き上げられて、最終的に、現状の法人税率よりも2%前後軽減されました。2012年4月1日以降に始まる事業年度から、新しい税率が適用されます。

	改正前	改正後
● 所得金額 年800万円超	30%	28.05%
● 所得金額 年800万円まで	18%	16.5%

確定申告、年末調整、源泉徴収事務等、期限に遅れないようにしましょう。

源泉所得税や法人税の納付等、税務に関する主な事務作業を一覧にまとめて付録にしました。作業月が決まっているものと、決算月によって変わるものと、2種類あります。どの事務も期限に遅れないよう、ぜひご活用下さい！

① NPO法人の年間運営スケジュール ＜仕事月が決算月によって変わる事務＞

法人税や消費税の確定申告は、組織的負担も大きく、活動の繁忙期とずれるよう設定するのがコツです。これらの税務が遅れると、追徴課税等、法人に損害が生じますので、十分に計画をたてて準備しましょう。税理士・公認会計士等の専門家を頼る場合は、一般的な会計・税務繁忙期である12月決算・3月決算を避けると、より丁寧なサポートが受けられます。

② NPO法人の年間運営スケジュール ＜仕事月が決まっている事務＞

有給職員を雇用したら、給与支払事務所等の開設届出書を税務署へ提出し、給与源泉所得税の徴収事務が毎月発生します。基本給以外の各種手当は、内容によって課税・非課税が分かれますので、専門家に確認しましょう。

有給職員の住民税の特別徴収を選択する場合、これもあわせて法人が給与から徴収し、市区町村へ納めます。

税理士報酬、原稿料、講演料等の報酬を支払う時には、その10%を報酬源泉所得税として徴収し、翌月10日までに税務署へ納めます。なお、支払先が法人の場合は、この必要はありません。

以上は、原則として毎月行う事務ですが、給与の支給人員が常時10人未満の場合に納期の特例を受けることも可能です。この場合、源泉所得税の納付を年2回にまとめることができます。

毎年12月に行う年末調整の計算も、組織にとって負担の大きな事務作業です。控除に必要な書類も様々で、時には職員のプライバシーに触れてしまうことがあるかもしれません。情報の取り扱いには十分にご注意下さい。

税務ではありませんが、職員を雇用したら、労働保険や社会保険へも法令に従って加入しましょう。

認定編

寄付者に寄付のメリットを説明できるようにしましょう。

ここまではNPO法人が負担する税金についてお話してきましたが、ここからは認定NPO法人に寄付をした寄付者に関する税制について解説します。

① 寄付金控除の対象となる「寄付金」の定義を理解しましょう。

寄付金のポイントは、支出する側に任意性があり、直接の反対給付がない（＝対価性を有しない）ことです。いくら寄付とうたっても、強制的に徴収したお金では寄付金といえません。では、会費はどうでしょうか。支払う側に任意性がありますが、サービス利用の対価であったり、会を成立させるため、正会員（議決権を持つ会員）が当然負担すべきであったり、これらは対価性を有するお金と考えられ、寄付とはみなされません。ただし、会費の中でも、定款等から実質的に判断し、明らかに対価性が認められない、すなわち贈与とみなされる会費がある場合は、むしろ寄付として扱って差し支えありません。

② 寄付者に寄付税制のメリットを説明しましょう。

- 個人が認定NPO法人に寄付をすると、所得税と住民税の寄付金控除を受けられます。（ただし、住民税は自治体によって対応が異なり、注意が必要）
- 法人の場合は、一般NPO法人への寄付に比べ損金算入限度額が拡大します。
- 相続財産を寄付した場合は、寄付した相続財産が非課税になります。（不動産寄付だと扱いが異なる場合もあります。みなし譲渡所得課税）

認定NPO法人は、これらについて、パンフレットやホームページに正しく公表し、寄付者に情報を提供しましょう。

③ 確定申告が必要なことを必ず説明しましょう。

個人の寄付金控除は、所得控除と税額控除で有利な方を選択できますが、いずれにしても年末調整では控除できず、確定申告を行わなければなりません。重要な情報として寄付者に必ず伝えましょう。

認定編

領収書には必要記載事項があります。

認定NPO法人が寄付者に対して発行する領収書の形式は自由ですが、必ず記載しなければならない事項がありますので、寄付者が寄付金控除を確実に行えるように、書き忘れないよう注意しましょう。

① 寄付金控除には、証明書（領収書）が必要です。

寄付者が所得税の確定申告を行って寄付金控除を受ければ、住民税は自動的に控除されます。確定申告の際、認定NPO法人発行の証明書（領収書）添付が必要なので、この時期に遅れないよう領収書を送りましょう。法人に控えを残すことをお忘れなく。なお、条例指定を受けたNPO法人で、認定NPO法人以外への寄付金は、個人住民税のみ控除対象となります。確定申告ではなく、市区町村への申告が必要です。

② 領収書には必要記載事項があります。

所得控除を受ける場合、寄付者の氏名と住所は記載しなくても構いませんが、寄付者が税額控除を受けることを想定し、基本的に記載するよう心がけましょう。

- 認定NPO法人等の名称、所在地、
- 所轄庁からの認定通知書に記載された番号、認定年月日
- どのような特定非営利活動に係る事業に関連する寄付金であるかの記載
- 受領した金額と受領年月日
- 寄付者の氏名と住所

③ モノの寄付も、金銭換算できた場合には領収書を発行しましょう。

現物寄付に経済的価値のある場合、受入時の時価で適正に評価し、寄付金とすることができ、認定NPO法人が領収書を発行すれば、寄付者は税制優遇措置を受けることができます。

認定編

確定申告の相談に対応できるようにしましょう。

確定申告の時期になると、寄付者から認定NPO法人へ問合せが増加します。寄付者が税制優遇措置を受けられるよう、確定申告をサポートできる体制を整えましょう。税の専門家でない人にも、わかりやすい言葉を心がけてください。

① 寄付者はあなたの認定NPO法人だけに寄付しているとは限りません。

所得税の税額控除は次の算式で計算します。

$$(\text{寄付金額} - 2,000\text{円}) \times \text{控除割合} 40\% = \text{減税額}$$

この式を見ると、2,000円以下の寄付では控除を受けられないため、領収書の発行は必要ないと考えてしまうかもしれません。しかしそれは間違っています。寄付者はあなたの団体だけに寄付をしているわけではありません。他の複数の寄付とあわせて寄付金控除を受けるかもしれないのです。たとえ少額でも、きちんと領収書を発行しましょう。

② 住民税の控除は自治体ごとに違います。

個人住民税の税額控除は次の算式で計算します。

$$(\text{寄付金額} - 2,000\text{円}) \times \text{控除割合} \text{※} = \text{減税額}$$

※ 認定NPO法人が都道府県から指定を受けている場合4%、市区町村から指定を受けている場合6%、両方から受けていれば10%。

寄付者は様々な自治体から寄付をしてくれます。その寄付が寄付者の住民税控除対象になるかどうかを知らせることができれば喜ばれるでしょう。

③ 相続税、みなし譲渡課税に関しては、専門家に相談しましょう。

相続財産の寄付は、相続税非課税という、大変効果の大きい税制優遇措置です。ただし、思わぬトラブルに巻き込まれないよう、注意も必要です。相続財産が不動産だった場合は、寄付者にみなし譲渡課税されてしまいます。これを非課税とするためには国税庁長官の承認が必要で、専門家の協力が必要です。ぜひ相談しましょう。

認定編

みなし寄付金制度
という特典があります。

認定NPO法人については、
ここまで寄付者のメリットに
ついてお話してきましたが、
最後に、認定NPO法人自身
への特典をご紹介します。

① みなし寄付金の損金算入枠が拡大しました。

みなし寄付金とは、収益事業から得た利益を、非収益事業で、かつ特定非営利活動に係る事業に使用した場合、これを寄付金とみなして、損金に算入できる制度です。これまで上限は所得金額の20%まででしたが、NPO法改正によって、所得金額の50%または200万円のいずれか大きい金額までを、損金算入できるようになりました。法人税の減額につながるため、事業収入の大きな法人にとっては、活動資金が増える大きなメリットです。ただし、改正NPO法施行以前に国税庁から認定を受けた法人は、所轄庁へ認定機関の移管が行われるまで、この拡充は適用されませんので、注意して下さい。

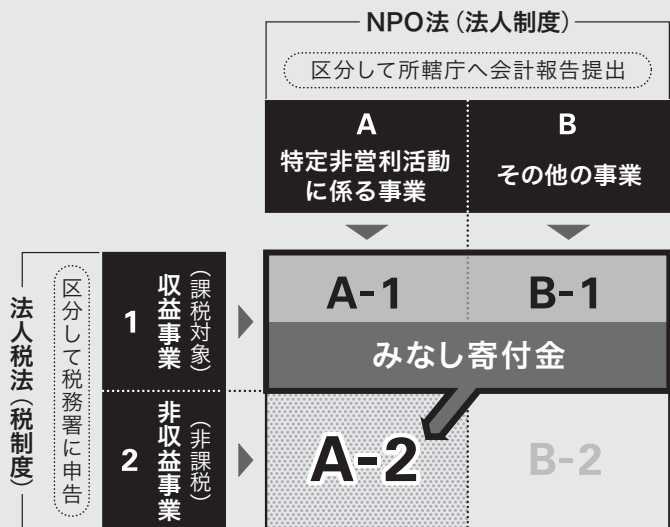


図 みなし寄付金

専門家の活用を進めましょう！

税務は、法律で全てを定めきれないため、時に人によって解釈がわかれ、専門家同士で意見がわかれることもあります。納得がいけないことがあれば、複数の専門家に意見を求めてみることも大切です。法人の役員・事務局長は、率先して専門家の活用を進めて、組織のレベルアップを図りましょう。税務に対する関心の高まりとともに、寄付税制への理解も深まって、情報提供が向上し、寄付者に喜ばれる認定NPO法人になります。

☑ 第4章のまとめ チェックリスト



すべきこと

1	NPO法人の税務を理解し、法人税等を正しく納める		☐
2	行っている事業が、収益事業に該当するか確認する		☐
3	収益事業は区分して経理する		☐
4	税務署の判断に納得できなければ、専門家の意見を聞く		☐
5	収益事業を行わなければ、法人住民税の減免を申請する		☐
6	給与や報酬の源泉徴収事務を正しく行う		☐
7	年末調整事務では、特に職員のプライバシー保護に配慮する		☐
8	認定NPO法人は、寄付者に正しい案内と領収書を発行する		☐

した方がよいこと

1	決算月と事業の繁忙期をずらす		☐
2	専門家を活用する		☐
3	寄付税制を組織全体で理解し、説明できるようになる		☐
4	みなし寄付金を活用する		☐

してはいけないこと

1	収益事業を行っているのに、申告・納税していない		☐
2	税務のスケジュールを確認せず、申告・納税の期限に遅れる		☐